

納官吏は、右の払出通知によつて本件剰余金を含む本件競売事件に関する保管金の保管義務を解除されたものといふべきであるから、本件剰余金の除斥期間は、保管金規則一条第一の規定によつて、払出通知の翌日である昭和四三年五月二三日から起算されることとなり、本件剰余金は、同条所定の満五年後の昭和四八年五月二二日の経過（この間権利者から払戻請求のなかつたことは当事者間に争いが無い）により國に帰属するにいたつたものといふべきである。

四 以上のとおりであるから、被控訴人の本訴請求は、爾余の判断を用いるまでもなく失当として棄却をまぬかれぬものであり、これと趣旨を異にする原判決は不当であるからこれを取消し、被控訴人の請求を棄却し、民法九六条、八九条の各規定を適用して、主文のとおり判決する。

（昭和五五年三月二六日 東京高等裁判所第一一民事部）

○損害賠償請求事件（昭和五五年（特）第一三〇号棄却）  
（同五六年一〇月二六日第二小法廷判決）

【上诉人】 被控訴人 被告 マレトシアン・エアライン・システム・バーバド

代理人 林田 耕臣 外一名

【被上告人】 控訴人 原告 後藤美智子 外二名

【第一審】 名古屋地方裁判所 【第二審】 名古屋高等裁判所

○判示事項

日本国内に営業所を有する外国法人に対する損害賠償請求訴訟とわが

## 国の裁判権

### ○判決要旨

日本国内に営業所を有する外国法人に対する損害賠償請求訴訟については、右法人にわが国の裁判権が及ぶものと解するのが相当である。

【参照】 民訴法四条一項、三項 法人其ノ他ノ社団又ハ財団ノ普通裁判籍ハ其ノ主タル事務所又ハ営業所ニ依リ、事務所又ハ営業所ナキトキハ主タル業務担当者ノ住所ニ依リテ定ル

第一項ノ規定ハ外国ノ社団又ハ財団ノ普通裁判籍ニ付テハ日本ニ於ケル事務所、営業所又ハ業務担当者ニ之ヲ適用ス

法例七条 法律行為ノ成立及ヒ効力ニ付テハ当事者ノ意思ニ從ヒ其何レノ国ノ法律ニ依ルヘキカヲ定ム

当事者ノ意思カ分明ナラサルトキハ行為地法ニ依ル

### ○主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

### ○理 由

上告代理人林田耕臣、同柏木俊彦の上告理由第一及び第二の一、二について

論旨は、原審が、被上告人らが提起した本件の訴がわが国の裁判権に服しない不適法な訴であるとして却下した第一審判決を取り消したのは、民訴法四条三項及び五条の解釈適用を誤つたものでありひいては理由不備

日本国内に営業所を有する外国法人に対する損害賠償請求訴訟とわが国の裁判権

の違法を犯したものであると主張する。

ところで、本件は、日本人から外国法人に対する損害賠償請求訴訟であるが、被上告人らの主張によると、後藤富夫は、昭和五二年一月四日マレーシア連邦国内で上告会社と締結した航空機による旅客運送契約に基づきペナンからクアラ・ Lumpur に向け飛行する上告会社の航空機に搭乗していたが、同日右航空機が同国シヨホールバル州タンジュクバンに墜落したため死亡した、そこで右後藤の妻である被上告人後藤美智子、子である被上告人後藤由紀子及び同後藤貴之の三名は、右航空機の墜落という上告会社の航空運送契約上の債務不履行により右後藤が取得した四〇四万四四四二円の損害賠償債権を各三分の一の割合により相続したとして上告会社に対し各自一三三三万円の損害賠償の支払を求めるといっているのである。

#### 要旨】

思うに、本来国の裁判権はその主権の一作用としてされるものであり、裁判権の及ぶ範囲は原則として主権の及ぶ範囲と同一であるから、被告が外国に本店を有する外国法人である場合はその法人が進んで服する場合のほか日本の裁判権は及ばないのが原則である。しかしながら、その例外として、わが国の領土の一部である土地に関する事件その他被告がわが国となんらかの法的関連を有する事件については、被告の国籍、所在のいかんを問わず、その者をわが国の裁判権に服させるのを相当とする場合のあることをも否定し難いところである。そして、この例外的扱いの範囲については、この点に関する国際裁判管轄を直接規定する法規もなく、また、よるべき条約も一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだ確立していない現状のもとにおいては、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理にしたがつて決定するのが相当であり、わが民訴法の国内の土地管轄に関する規定、たとえば、被告の居所（民訴法二条）、法人その他の団体の事務所

又は営業所（同四條）、義務履行地（同五條）、被告の財産所在地（同八條）、不法行為地（同一五條）、その他民訴法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、これらに関する訴訟事件につき、被告をわが国の裁判権に服させるのが右条理に適うものというべきである。

ところで、原审の適法に確定したところによれば、上告人は、マレドシア連邦会社法に準拠して設立され、同連邦国内に本店を有する会社であるが、張玉祥を日本における代表者と定め、東京都港区新橋三丁目三番九号に営業所を有するというのであるから、たとえ上告人が外国に本店を有する外国法人であつても、上告人をわが国の裁判権に服させるのが相当である。それゆゑ、わが国の裁判所が本件の訴につき裁判権を有するとして原审の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、右と異なる独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

同第二の三について

論旨は、原审が、本件を上告人の普通裁判籍のある東京地方裁判所に移送せず、一審の名古屋地方裁判所に差し戻したのは、民訴法四條三項及び五條の解釈を誤つたものであると主張する。

しかし、上告審においては、当事者は原审が国内の任意管轄に関する規定に違背することを主張することが許されないから（民訴法三八一條、三九六條、三九五條一項三号参照）、論旨は、上告適法の理由にあたらず、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一條、九五條、八九條に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 木下忠良 裁判官 栗本一夫 裁判官 鹽野宜慶 裁判官 宮崎梧一）